

国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤田正純

徳島県条例第十一号

国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

国民健康保険法施行条例（平成二十九年徳島県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第二十二条」に、「第十九条」を「第二十三条」に改める。

第九条第二項中「八十万円」を「九十万円」に改める。

第十九条を第二十三条とし、第四章中第十八条の次に次の四条を加える。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得係数）

第十九条 算定政令第十一条の二第一項第二号イ(1)の子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

一 算定政令第十一条の二第三項第一号に掲げる額

二 算定政令第十一条の二第三項第二号に掲げる額

（子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合）

第二十条 算定政令第十一条の二第一項第二号イ(2)の子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同条第四項第一号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合）

第二十一条 算定政令第十一条の二第一項第二号ロの子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同条第五項第二号に掲げる数とする。

(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数)

第二十二條 算定政令第十一条の二第五項第二号イ(2)の子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数は、零を超え、かつ、一未満の範囲内において知事が定める数とする。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。